

# 一般質問通告事項一覧表

平成26年 第2回 倶知安町議会定例会

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
1	榊 政信	「町民」をどう定義するか	<p>本町の様々な条例には、「町民の責務」あるいは「町民の役割」が規定されており、町民に、町や事業者などと共にまちづくりの役割の一端を担ってもらっております。</p> <p>しかし、その重要な役割を担ってもらっている「町民」の定義がはっきりしておりません。条例の中で町民の定義を謳っているのは、「倶知安町交通安全条例」だけで、第2条の(1)で「町民 町内に住所を有するもの及び町内に滞在するものをいう。」と定義されています。また、「倶知安町の美しい風景を守り育てる条例」の第2条では、町民等と等がついていますが、「町民等 倶知安町に居住し、又は滞在する者をいう。」とあります。他の条例では、町民の定義が明確には規定されておりません。</p> <p>地方自治法の第2章の第10条で住民を「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」と規定しておりますが、全国の市町村の自治基本条例の多くでは、「町民 町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は法人もしくは団体をいいます。」と住所を有する人だけではなく、町で活動をしている人も含めて町民と定義しております。</p> <p>本町の5月末の人口は15,356人ですが、住まいは隣町ではあるけれど本町で働き、または学び、買い物をしている生活者が多数いると思います。それらの生活者の実数を掴んでいますか。これらの人々も加えた町民によるまちづくりが必要と考えます。以上のことから町民の定義を定かにすべきと思います。</p> <p>町民の定義について、町長の見解を伺います。</p>	町長	
2	〃	内部統制をどのように考えるか	<p>平成24年に発覚した公共下水道使用料の誤徴収と賦課・徴収漏れ、昨年の12月に判明した町民税や国民健康保険税の還付加算金の未払いなどの不適切な事務処理の改善や再発防止が行われていると思います。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(2)	(榊 政信)		<p>(前頁より)</p> <p>また、職員が関係した交通事故も相手がいることですがゼロにはなっていません。日々の業務もそうですが、幾らIT化が進んでいると言っても、人間が関わっているので、思い込みやミスから再発しないとも限りません。</p> <p>監査委員による定期的な監査が行われていますが、不祥事防止対策をどのように取組んでいるのでしょうか。</p> <p>業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を目的とした「内部統制」を行うことで事前に予防・発見ができる仕組みがあります。不正・誤謬、事件・事故などの発生防止策としてだけでなく、行財政改革のさらなる推進のための仕組みでもあり、地方行政に対する町民への信頼回復にも大きく寄与する仕組みでもあります。</p> <p>「不祥事防止対策の取組み」とともに「内部統制」について、町長の見解をお聞かせ下さい。</p> <p>(参考:「内部統制」とは、違法行為、不正、ミスなどが発生することがなく、法令や所定の基準、手続き等に基づいて、業務が、健全かつ効率的に運営されるよう、組織自らが自律的に管理統制を行う仕組み、機能を指す)</p>		
3	〃	美術館の管理運営はどのように行われているか	<p>開館15周年を迎える小川原脩記念美術館。柴新館長を迎え、新体制となり、企画展の初日のオープニングセレモニーなど新たな試みが行われています。</p> <p>美術館の管理運営について、質問いたします。</p> <p>美術館の管理運営は、教育委員会が所管しています。教育委員会では、平成25年に19回、今年に入り11回の会議が開催されておりますが、美術館に関してはどのような議論が行われたのでしょうか。</p> <p>新体制は、館長(囑託)、副館長(社会教育課長)、名誉館長の3名がトップを担っておりますが、役割分担はどのようになりますか。3月の第8回の会議で管理規則など3件の規則改正が行われ、副館長を新設し、これまで館長の職にあった社会教育課長を副館長に充てています。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(3)	(榑 政信)		<p>(前頁より)</p> <p>名誉館長についてはどこで規定しているのでしょうか。これら一連の体制変更に伴う手続きはどのように行われたのでしょうか。本来であれば、美術館設置管理条例の一部改正が必要な案件であったのではないのでしょうか。</p> <p>また、美術館等運営協議会が昨年12月末に開催されて、新年度の事業計画が審議されているようですが、体制変更の件も議論されていたのでしょうか。</p> <p>昨年の秋、絵画の寄贈があるために収蔵室の整備計画が立案されたようですが、予算が無いとのことで却下されて、新年度にも予算措置がされていないようですが、一連の経緯をご説明下さい。</p> <p>*資料請求：H26年3月25日教育委員会議事録</p>		
4	作井 繁樹	人口減少克服のために	<p>少子化、大都市圏への人口流出、特に若年女性人口の減少による自治体消滅の危機が指摘される昨今、人口減少問題は本町にとっても対岸の火事ではない、危機意識の醸成と実効性ある取り組みが求められる。人口に対する町長の考え方と本町の取り組みを検証すべく、順次伺う。</p> <p>1、町長が導き出したい結果</p> <p>わが国の人口は、総体的には減少へと向かうものの、人口減少は各地域一律にではなく格差が広がる、一気に営みが減り消滅する地域、徐々に徐々に営みが減り消滅へと向かう地域、逆に営みが集中して当面の間は増加傾向に転ずる地域の3つ分けられると考えられ、本町の未来も町長の考え方一つで変わると思われる。本町の平成25年度末(本年3月31日現在)の住民基本台帳人口は約15,200人、第5次総合計画の目標年次である平成31年のコーホート要因法による推計では約14,460人、本町の目標目安は約16,000人。そこで「14,460人も致し方ない」、「15,000人を維持」、「16,000人へ増加」、どの結果を導き出したいか、まず、町長の見解を伺う。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(4)	(作井 繁樹)		<p>(前頁より)</p> <p>2、本町の現状認識（*資料要求：住民基本台帳人口の推移と人口動態に関する資料）</p> <p>常識的に考えて、「14,460人も致し方ない」を選択することは考え難い、現に平成23年の第4回定例会、田中議員の一般質問での「何をしたいのか、明確に」的な再質問に対して、明確に「ともかく人口を増やすこと」と答弁している。そこで本町の現状を確認する意味で、提出頂いた「住民基本台帳人口の推移と人口動態」に関する資料を確認願いたい。人口動態学、理論的には「人口の増減＝（出生－死亡）＋（転入－転出）」となるそうであるが、本町の現状認識を伺う。</p> <p>3、人口維持のための実効性ある取り組み</p> <p>人口動態、自然動態は「増」を維持しつつも、社会動態は「減」、が故に総体人口も「減」となっている。社会動態の改善、つまり転出を抑制する施策を実行することで、人口減に歯止めがかかり、現状維持が可能となる。そのための実効性ある取り組み、見解を伺う。</p> <p>4、本町の現在までの取り組みの総括</p> <p>平成20年度からスタートした現総合計画の前半戦が25年度末で終了したが、「16,000人を維持したい」スタート時点での考え方と、現状を（15,200人）踏まえ、人口に関する前期6年間の総括、並びに具体的な取り組みとして平成23年度に設置した移住相談のワンストップ窓口の実績についても併せて伺う。</p> <p>5、人口増のための実効性ある取り組み</p> <p>結果的に現総合計画の前期6年間では実績が上がっていないのは確かであり、従来からの取り組みの抜本的な改善、また、新たな取り組みをスタートさせない限り「16,000人」は荒唐無稽な話である。転出を抑制することで現状維持だとするならば、転入を促す施策を実行することで人口増が可能となる。そのための実効性ある取り組み、見解を伺う。</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
5	田中 義人	水資源保護条例指定区域の見直しの進捗などについて	<p>下記について、町長に伺います。</p> <p>1 北海道水資源の保全に関する条例による、倶知安町内の指定区域の見直しの進捗状況は。</p> <p>2 指定区域外での民間による開発予定区域内に水源や河川等が含まれるものがあれば、どのように対応されているのか。</p> <p>3 開発行為や温泉掘削の許可権者は北海道にあるが、町行政とどのように連携をとって情報共有を図っているのか。</p>	町長	
6	〃	ニセコひらふ地区の売却した町有地について	<p>平成25年2月に倶知安町はHirafu Capital合同会社に倶知安町字山田204番地23、同204番地60、同204番地62、計約1,600平米を売却しました。</p> <p>この契約は5,000平米以上の公有地の売却ではなく、議決案件ではないので、町長の判断で売却されたものです。</p> <p>覚書も交わしており、平成26年12月に分譲ホテルを竣工するとなっていますが、現在まったく工事は行われていない状況です。</p> <p>町は公有地を売却後、契約通りに開発されているかチェックもせず売りっぱなしだった事は町民の財産を預かり、管理しているという責任感が欠如していると言わざるを得ません。</p> <p>単体では開発しにくい狭い土地に、わざわざ分筆して売却したそれらの土地が加わった事でその価値は著しく上がりました。もしそれが高値で転売されるとしたら、土地転がしに行政が加担したという結果になるのではないのでしょうか？</p> <p>下記を町長に伺います。</p> <p>1 町長がこれら土地の売却を決定するに至った経緯の詳細</p> <p>(次頁へ続く)</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(6)	(田中 義人)		<p>(前頁より)</p> <p>2 普通財産譲与(譲渡)申請書の申請人、覚書を交わした相手はDay Trade Limitedになっているが、契約者はHirafu Capital合同会社になっている。契約者名の相違理由は。両者の関係性を示す書面はあるのか。また、両者の関係性を示せずとも、覚書の内容は有効と捉えることは出来るのか。</p> <p>3 契約不履行時には、買い戻す必要があると考えるが。</p> <p>※資料要求 売買契約書と覚書</p>		
7	伊達 隆	町営花園育成牧場について	<p>今年も5月29日、6月3日に分けて入牧され牧場運営が開始されました。</p> <p>昨年退牧後に安全な飲料水確保のために取水桝の設置工事がされました。</p> <p>入牧間近になり水量不足が発覚し、不具合のある水道管が更新され、ほぼ水量の確保はされていますが、牧場も40数年経過し他に経年劣化が進んでいると思います。全管更新する時と考えます。</p> <p>又機械類においても年次計画をもって更新する必要があると思います。</p>	町長	
8	阿部 和則	乗り遅れるな、新幹線と企業誘致	<p>今定例で提案予定の議案第6号「倶知安町大規模小売店舗等の設置に関する条例」については、24年に制定された「倶知安町中小企業振興基本条例」と同様、地元中小企業の保護、育成に理解を示したものであり、評価したいと思います。特に第8条においては、知事に対する意見書の提出権を認めており、これにより地元事業者と協調した市街地づくりが可能となり、歓迎したいと思います。</p> <p>2035年の北海道新幹線全線開業を見据えたまちづくりがスタートしましたが、まちづくりに協力的な大型店や企業がある一方でそうでないところもあります。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(8)	(阿部 和則)		<p>(前頁より)</p> <p>協力的でないところに規制をするのが前2条例の役目だとすると、地元の為になる企業を誘致するのが「倶知安町企業誘致促進協議会の仕事になります。しかしながら、この会は年に1度のシャンシャン総会があるだけで機能していません。新幹線の開業を見込んだ、あるいは新幹線工事に関連した企業進出の動きがあるものの、ホームページに窓口さえありません。休眠状態になっている企業振興促進条例をリメイクして、積極的に活用する時と思いますが、見解を伺います。</p>		
9	三島 喜吉	日本型直接支払制度とわが町の取り組みについて	<p>農村の多面的機能の維持を図るため、農業生産活動や地域社会活動、また環境保全効果の高い営農を支援することを目的として平成26年度から予算措置され、平成27年度から法律に基づき実施されると思います。</p> <p>今後所要の法整備が検討され、いろいろな制約があるにせよ、倶知安町においても積極的な取り組みが期待されるところであります。</p> <p>この制度は農地維持支払が創設され、また現在行われている農地・水保全管理支払制度が資源向上支払として組替えされる予定であるとも認識しておりますが、事業の取り進めにあたり、まず必要とされることは農業者への適切な制度の周知であると思います。</p> <p>そこで、年明け以降どのように周知説明がなされ、手続きが行われてきたか、また農業者が制度について十分に理解され適切な価値判断がなされる機会がどのように実施されてきたのか町長のご見解をお伺い致します。</p>	町長	
10	〃	人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の進捗について	<p>農業をめぐる環境は一層厳しいものになっています。持続可能な力強い農業を実現するために、将来にわたり発展的な地域農業をつくりあげるためにも、人と農地の問題を避けることは出来ないと思います。</p> <p>このマスタープランは平成25年度から国が人・農地プランの制度を導入して、行政が中心となって地域の協議の場を設けることから、問題解決の道筋をつけることを目指しています。</p> <p>倶知安町においても人・農地プランが策定されていると思いますが、現在の進捗状況と以下の質問について町長のお考えをお伺いいたします。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(10)	(三島 喜吉)		<p>(前頁より)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域での話し合いがどこまで進んでいるか、また町としてどのようにコーディネート役を果たしてきているのか。</li> <li>2. 今後中心となる経営体をどのように考えておられるか。</li> <li>3. 農地流動化の計画をどのように策定されているのか。</li> <li>4. 中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどのように考えておられるか。</li> </ol>		
11	三島 喜吉	二次地域公共交通と 広域連携について	<p>平成25年シーズンも終わり、昨年度の観光客の入り込み数は1,533,900人となり前年比103.6%になるといわれグランヒラフでの外国人観光客の動きが一段と活発化しております。その中でいろいろな課題も山積してきております。</p> <p>そのひとつとして二次公共交通網をどのように考え整備していくかがあると思います。</p> <p>ニセコエリア全体としてとらえ、今後観光行政も一元化され、この9月に向けて準備が進んでいると思います。そういった中で観光客の足の確保だけでなく、従業員の足の確保を含めた近隣町村との広域連携による二次公共交通網の確保が必要であると思います。現在、近隣の公共交通を担っている会社との協議もされているとお聞きしておりますし、倶知安町・ニセコ町・蘭越町との公共交通協議会も立ち上がったとお聞きしておりますが、今後この二次公共交通網の整備をどのようにしていくのか町長のお考えをお伺いいたします。</p>	町長	
12	森下 義照	公衆浴場閉鎖に伴う 町の対策について	<p>公衆浴場の存続で、町として一部補助をして、現在まで続けられたが、今年9月をもって閉鎖されるとの事ですが、今後、浴場施設のない家庭に対する対応をどのように実施するのか、町長の考える対応策を伺います。</p>	町長	



番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
13	鈴木 芳幸	廃校後の東陵中学校 の利用について	<p>統合が決まって数年が経ち、昨年廃校になったが、この間今日まで、何件かの利用希望の交渉はあったものと思います。</p> <p>① 利用したいと来られた方の業種そして何件来られたのか。  ② 町長はこの議場において、ある程度のめどが付く期限を言っていたと思いますが、その事についてはいかがお思いでしょうか。  ③ 町の皆様方の中には「何時まであの様にほって置く気なんだ！」という声も多く耳にしますが今後どの様にして進めようと思っておりますか。  ④ この役場庁舎に耐震改修費を莫大にかけるのであれば、いっその事、庁舎を移すことはいかがでしょうか。</p>	町長	
14	盛多 勝美	倶知安厚生病院について	<p>倶知安厚生病院の運営状況について、以下3点お伺いします。</p> <p>1. 平成25年度の決算状況。  経営改善計画通り進んでいるのか。</p> <p>2. 医師の配置、現在どのような状況か。  特に小児科、産婦人科の医師の体制は。</p> <p>3. 救急医療体制は、現在どのような状況か。</p>	町長	
15	〃	花園牧場の取水管敷 設工事について	<p>牛の飲み水確保で、花園牧場に取水管敷設工事を実施されておりますが工事状況についてお伺いします。</p> <p>①水の量が足りないと聞くが、原因は。  ②入牧の遅れなど、工事費の増額は発生するか。  ③今後の対応策は。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
16	樋口 敏昭	町営住宅の需給バランスについて伺う	<p>高齢化に伴うシニア世代の住み替えや、子育て世代で収入の少ない世帯向けに、低家賃住宅の必要性を感じますが、入居希望者に対して住宅の供給不足を感じます。町内に定住していただくためにも、低コスト住宅確保の必要性があります。厳しい町財政の中ではありますが、今後の対応策と町長の見解を伺います。</p>	町長	
17	笠原 啓仁	福祉施設の入所者虐待問題について	<p>福祉施設における入所者虐待問題に関し、以下の点についてお答えください。</p> <p>1. 法の適用の問題</p> <p>①高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法に今回の件はともに適用されるケースか。</p> <p>②法の無知・法の不知・法の恣意的解釈は許されるか。</p> <p>③高齢者虐待防止法の第24条では虐待の通報や届け出を受けた場合の市町村の措置として「・・・・・・高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする」と規定しています。この場合の老人福祉法と介護保険法の規定による市町村の「権限」の内容。</p> <p>2. 人員配置の問題</p> <p>①福祉施設の定員数と現在入居者数。</p> <p>②必要な職員数と現実に配置されている職員数。</p> <p>③②の内、必要な有資格者数とその充足数。</p> <p>④施設全体の正規雇用者と非正規雇用者数。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
18	笠原 啓仁	原発災害時の要援護者の退避計画について	<p>3月議会で町長は「要援護者、地域における避難計画についての資料は次回の議会までにきちんと申し上げたい」と答弁しました。そこで、以下の点についてご説明ください。</p> <p>①策定された退避計画を資料としてご提示ください（資料要求）。  ②策定された避難計画の実効性をどのような方法で検証しますか。  ③策定された避難計画に基づく訓練をいつ、実施しますか。</p>	町長	
19	〃	認知症対策支援体制の構築が急がれます	<p>認知症の行方不明者が増えています。警察庁の発表では2013年に全国の警察に届け出のあった不明者の数は1万人を超えています。本町においても今年に入り、痛ましい事故があったばかりです。</p> <p>厚労省は先日、全国の自治体に対し認知症による不明者の実態調査の実施を要請したとのことです。警察庁も自治体との情報共有を促進するなど、認知症不明者対策を強化するとしています。</p> <p>高齢者人口の増加や医療技術の進歩により認知症と診断される患者が今後、急増すると言われていています。国では認知症の重症化を防ぐため、初期認知症の人たちへの支援体制を充実させる施策を昨年から開始しました。</p> <p>軽度か重度かを問わず認知症となった本人やその家族への支援体制の構築が急がれます。そこで、以下の点についてご説明ください。</p> <p>①初期認知症と診断された人たちへの支援体制はどうなっていますか。  ②厚労省の要請に基づく本町での実態調査結果（資料要求）。  ③認知症の不明者対策は今後どのように進められますか。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
20	笠原 啓仁	人口減少問題 本町としてどう認識 しますか	<p>日本創成会議の人口減少問題検討分科会（座長・増田寛也元総務相）が5月8日、2040年時点の将来推計人口をまとめました。</p> <p>その推計によると2040年までの30年間に都市部への人口流出などで、全国の半分近い自治体で子どもを産む若い女性が5割以上減るとしています。その結果、行政機能が維持できなくなり「消滅」する自治体も出てくる可能性があるとして指摘しています。後志管内では子どもを産む20～39歳までの若い女性が5割以上減る自治体が本町を含め16市町村に上ります（5月10日付道新後志版）。</p> <p>「極端過ぎる推計ではないか」とも思われますが、推計をまとめた分科会で座長を務めた増田元総務相は「経済予測はしばしば外れますが人口予測ほど正確なものはありません」とも述べています（5月29日付道新）。</p> <p>福祉・医療・教育などの必要な行政機能の維持や将来的なまちづくりを構想する上で「人口減少」問題を無視することはできないと思います。本町として今回の推計結果をどう認識しているのでしょうか。町長・教育長の見解をお聞かせください。</p>	町長 教育長	
21	〃	スクールバス路線 安全運行の確保に向 けた対策を	<p>スクールバスの安全運行上、支障があるとして運転手さんが日々の運転で苦勞されている箇所がいくつかあるようです。以下はその主な地点と求められる対策です。児童・生徒の安心・安全な通学にとってスクールバスの安全運行は不可欠です。町長・教育長の十分な対策を求めます。</p> <p>1. 交差点の安全対策</p> <p>道幅が狭いため交差が困難になる場合があるので、停止線を5m程度下げるなどの対策が必要な箇所（地図参照）。</p> <p>①メルヘン通りと高校通りの交差点（北側と東側）  ②日進堂書店の交差点（北側と西側）  ③第一会館の交差点（北側と西側）  ④国道276号と国道393号線の交差点（北側と南側）</p> <p>(次頁へ続く)</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(21)	(笠原 啓仁)		<p>(前頁より)</p> <p>2. 冬期間の道幅とバス停確保 降雪や近隣住民の雪捨てなどで道幅が狭くなり運行が極めて困難になることがあるため、十分な除排雪と近隣住民への注意喚起などの対策が必要な箇所。 ① 倶知安中学校・西小学校周辺のバス路線 ② ヒラフ十字街のバス停</p>		
22	竹内 隆	「大飯原発再稼働差し止め判決」について町長はどう思いますか	<p>私はこの判決は4つの大きな意味を持っていると思います。(判決文のポイントを参考に付けておきます。)</p> <p>1. 人格権（生命と暮らし）が何物にもまして最優先されることを明らかにした事。 参考判決 判決 個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権である。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、わが国の法制化ではこれを超える価値を他に見いだすことはできない。 生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できる。</p> <p>2. 原発は本質的に危険だと断定した事 参考判決 判決 原発の技術の危険性の本質およびそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになった。 原発では、いったん発生した事故は時の経過に従って拡大していくという性質を持つ。このことは、運転停止によって被害拡大の要因の多くが削除される（他の技術と）異なる原発に依存する本質的な危険だ。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(22)	(竹内 隆)		<p>(前頁より)</p> <p>3. 原発の安全神話を断罪した事 参考判決 判決 全国で20カ所にも満たない原発のうち、4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年(2005年)以降、10年足らずの間に到来している。 この地震大国日本で、基準地震動(想定される最大の地震の揺れ)を超える地震が大飯原発に到来しないというのは、根拠のない楽観的見通しにしかすぎない。その上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るといっているのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は、原発が有する本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない。</p> <p>4. 国民の生活とその安全が最優先課題であり、コスト低減は優先されるべき課題ではないとした事。 参考判決 判決 被告は(大飯)原発の稼働が電力供給の安全性、コスト低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題と並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないと考えている。 このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ(大飯)原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。</p> <p>以上の4点に対する町長の考え方とこのような判決が出ても、町長はまだ泊原発の再稼働を求め、それを容認するのですか。</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
23	竹内 隆	福祉施設問題と解決の方向性について	<p>福祉施設問題は、お年寄りや障害者がいかなる時、いかなる場所でも人間としての尊厳が保持され、尊重されなければならないという基本的視点に立って、その解決の方向性を見い出していかなければならないと私は思います。そのような視点から、町長に4点の質問をいたします。</p> <p>1. 法律の解釈と運用の問題 福祉施設も町も今回のケースでは、法律の解釈と運用に万全でしたか。不十分な点があったとしたら、今後もその点をどう改善していきますか。また入居者は倶知安に住民票を移さなくてもいいのですか。</p> <p>2. 職員の問題 (1) 職員は法定の基準通り確保されているのですか。特に、必要有資格者は法定通り確保されていますか。 (2) 介護の仕事をやめたい理由として、次のようなことがあげられます。 賃金が安い(44.7%) 仕事が忙しすぎる(39.6%) 体力が続かない(30.1%) 達成感・やりがいを感じられない(23.0%) 夜勤が辛い(15.0%)</p> <p>職員の配置と労働条件の問題は相関関係にありますので、労働条件の改善、そして人員の配置の適正水準の確保に努めるべきです。きつい職場環境があのような事件や事故を起こす原因となっている場合もありますので、ここには特に気をつけるべきであると思います。 そういった意味から、職員の配置と労働条件の確保については、現在、問題や課題はないのでしょうか。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(23)	(竹内 隆)		<p>(前頁より)</p> <p>3. 「(仮称) ふれあい訪問」の提案  町民からの訴えの中で、「特養は普段はなかなか一町民としては行くところではないのですが、逆に町民が何回も行く様にして職員以外の人が入りする体制になったらいいと思います。」と提案しています。私も全くその通りだと思います。先ず、町主導で「ふれあい隊(仮称)」を作る。週1回以上(1回3時間位)福祉施設(類似施設にも)に「ふれあい訪問(仮称)」をして入居者とふれあう。その「ふれあい」の内容は町に報告し、町は記録をとる。また必要ある場合は町からも同行する。発想が雑多ですが、とりあえずここからスタートして、その中で色々な改善をし、また他の改善策も考えていったらどうでしょうか。</p> <p>4. 町のきまりとしての条例づくりの提案  今回の問題は、国の法律の運用の問題でスタート時に決定的なミスがあった為に、事態は事件にまで発展してしまったのです。このようなことが再び起こらないためにすべての事業者や関係者、そして町民に理解し、守ってもらえる「お年寄りや障害者や子ども」たちの為の町のきまり(条例)を作って、「お年寄りや障害者や子どもたち」にとって優しいまちづくりの再スタートを切っていくべきだと私は思います。町長にも是非協力していただきたいと強くお願いをいたします。  町長の決意を表明して下さい。</p>		
24	〃	ニセコひらふまちづくり事務支援事業について	<p>1. 「ひらふ地区の自立的なまちづくりの仕組み」のコンセプト(概念)とはどんなものですか。</p> <p>2. 委託事業を受ける事業者はどんなところですか。</p> <p>3. CIDと町内会の関係は、拡大町内会費(町内会加入者の会費と町内会未加入者の会費相当額)を町が受益者分担金として徴収するという事になるわけですから、これは他の地区の町内会にも応用できる事ですので、希望する町内会があれば、そうなるようにすべきであるのですが、当然の事として、そうなりますね。</p>	町長	



番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
25	磯田 龍一	地域包括ケアシステムについて	<p>急速に進行する、少子、高齢化の中、いろいろな課題が上げられ、具体的な対応が迫られています。</p> <p>国は、地域包括ケアシステムを構築して、高齢者が住みなれた地域で医療や介護、生活支援など必要なサービスを一体的に受けられることを目指しています。</p> <p>団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に成る2025年をめどに、各々の市町村で地域単位に作り上げる制度です。施設中心のサービスから「在宅」中心の高齢者一人一人に寄り添うきめ細かな施策が求められています。</p> <p>次の諸点について、町長の見解を伺います。</p> <p>(1) 本町の実態（高齢者世帯、構成、将来推計）</p> <p>(2) 要介護認定者の施設（入所待ち）の実情</p> <p>(3) 介護保険事業計画（第6期、15～17年）策定作業の基となる対応</p> <p>(4) 今日社会問題化している、認知症に対する支援の方策</p> <p>(5) 在宅、施設の中間的な、コミュニティホームの様な「居場所」作りの考察は。</p>	町長	
26	〃	子育て支援の取組みについて	<p>社会保障と税の一体改革によって、子育て関連3法に、消費税を活用する仕組みが出来ました。</p> <p>これにより、保護者の多様な働き方に対応した保育の質の向上が図られます。</p> <p>就学前の0～5歳児全ての子供に対して、保育と教育を一体的に提供する施設（認定こども園）に支援が入り、幼児教育の充実が加速します。</p> <p>本町に於ても、保育所施設の老朽化が進み、子供達の安全面への不安もあり、町民の大きな関心事であります。こうした中、町長より、今定例会初日の行政報告で、施設整備の支援計画を策定すると発言がありました。</p> <p>積年の課題でありました、保育所整備の構想が明らかになり、実行に向かって進められると思いますが、現時点でのお考えをお尋ねいたします。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
(26)	(磯田 龍一)		<p>(前頁より)</p> <p>イ、財政支援の枠組みとして、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」がありますがお考えを。</p> <p>ロ、規模、定員、敷地の概要</p> <p>ハ、預かり時間の延長、人材の確保、保育士の処遇改善等の方策は。</p>		
27	佐名木 幸子	「赤ちゃんのほっとステーション」について	<p>乳幼児のおむつの交換や授乳できる施設「赤ちゃんのほっとステーション」は道が2011年に始めた登録制度によるもので、現在、道内の243施設が登録されております。</p> <p>後志管内でも徐々に増え、昨年4月から一年間で新たに9施設が登録され現在15施設となっております。倶知安町も地域子育て支援センターと後志総合振興局の2カ所が登録されていますが、本年度登録された済生会小樽病院では入院患者の家族などに好評を得ていることから、町民からの声もあり、倶知安厚生病院にも登録、設置されますよう町として働きかけて頂きたいと思っております。</p> <p>ご見解をお伺い申し上げます。</p>	町長	
28	〃	さくら公園のトイレについて	<p>①S55年に設置され、31年経過のこのトイレですが、公園で遊ぶ子ども達や散歩の途中での人達、ゲートボールのグループの方達にも利用されております。現在は和式ですが、洋式にとの声が届いており、特にゲートボールでは、メンバーのほとんどの方が高齢者であり、いろいろな点で和式の便器に不便を感じている状況を伺っておりました。今まで何度か行われてきたゲートボール大会では、他市町村の人達からもトイレについての話題が出ていた様であります。是非、洋式をお考え頂きたいとお願い申し上げます。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(28)	(佐名木 幸子)		<p>(前頁より)</p> <p>②婦人用は一基なので、大会の時は混み合うことから、隣接の南地域会館のトイレを大会の時だけ使用させて欲しいとあります。7月18日には小樽市を始め、他町村から大勢の人達が集合しての後志大会が開催されます。終了後はメンバーで清掃すると言っております。地域会館設置条例の5条第3項の中でお考え頂けたらと考えますが如何でしょうか。ご所見をお伺い致します。</p>		
29	佐名木 幸子	”子ども安心カード” 作成の提案	<p>2012年に調布市で食物アレルギーのある小学生が給食後に死亡する事故が発生し、未だに社会問題になっています。この度、国会では「アレルギー疾患対策基本法案」が成立し、国や地方自治体、医療、学校関係者などの責務を明確化し、全国どこでも適切な医療を受けられる体制づくりなどを理念に掲げられています。</p> <p>倶知安町の学校給食の対策は万全かとの声もありますが、しっかり配慮出来ていることを伺ってますので、安心してはおりますが、しかし、事故は必ずしも担任の先生の前で起きるとは限らないため、すべての先生が対応できることが重要です。提案したいカードとは、児童、生徒を守るためにアレルギーに限らず、病気や怪我で救急搬送される際、学校と消防署などが迅速に連携できるよう、子どもの病歴なども記入する緊急時対応の作成であります。</p> <p>記入の一例を上げますと、緊急の連絡先、子どもが今までかかった病気、服用薬、各種アレルギーの有無、かかりつけ医療機関の連絡先などを記載、緊急時に救急隊員へこのカードを速やかに提供することにより、早い段階で処置ができると思います。現代はアレルギー疾患の子どもだけに絞らず、全生徒の安全、安心のために作成が不可欠と考えます。もうすでに作成されておりましたら、内容についてお伺い申し上げます。</p>	教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
30	原田 芳男	役場庁舎の耐震問題 について	<p>役場庁舎の耐震調査が行われましたが、耐震化工事も現実的でないほど危険な建物であることが明らかになりました。</p> <p>しかも庁舎屋上の望楼は崩壊の危険があることから取り壊しの予算が補正提案されました。</p> <p>このような危険な建物で多くの職員が仕事をし、町民も来訪することが日常的に行われている。まさに危険と隣り合わせといわなければなりません。</p> <p>地震などで何か事が起きたときどのような対応をするのでしょうか。誰が責任を取るのでしょうか。一刻も早い対応が求められます。町長の見解を求めます。</p>	町長	
31	〃	再度泊原発について 質問します	<p>3月定例会で泊原発の避難に係わる諸問題についてお伺いしましたが、この避難計画は机上の空論、実施不可能であることが明らかになりました。そのことが明らかになった以上、又、関西電力大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを命じましたが、その判決理由を見ても廃炉しかないことは明らかです。</p> <p>その判決では</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、憲法の人命を基礎とする人格権を越えるものはない</li> <li>2、原発にはほかの技術と異なる本質的危険性がある</li> <li>3、本質的な危険性にあまりに楽観的</li> <li>4、命とコストなどを天秤にかけるのは法的に許されないと理由を述べています。</li> </ol> <p>町長はどのように思いますか。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
32	原田 芳男	子ども子育て関連三法と認定こども園について	<p>2010年に子ども子育て関連3法・消費税増税を含む社会保障・税一体改革関連法は2012年に成立しましたが、様々な問題が指摘されています。</p> <p>倶知安町も私立幼稚園の提案を受ける形で進めようとしており、町長の行政報告にも述べられています。</p> <p>そこで次の点を明らかにするように求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、保護者や保育士への説明はどうなっているのでしょうか。</li> <li>2、制度が複雑で判りづらいといわれています。判りやすい説明が求められます。</li> <li>3、消費税10%が前提であり、予算オーバーが心配されています。</li> <li>4、政府のスケジュールでは6月に意向調査などとなっていますが、どのようになっていますか。</li> <li>5、新制度では保育士の待遇や保育料はどうなるのでしょうか。</li> </ol> <p>多くの子どもを持つ親や保育関係者は、児童福祉法24条にある市町村の保育責任や幼稚園の私学助成制度を守ることを願っています。</p>	町長	
33	〃	公営住宅の環境問題について	<p>公営住宅の建て替えにあたって、居住するための建屋の他より良い住環境の確保のためには外構工事も重大であり、芝や樹木など計画的に行われています。</p> <p>その植栽にあたっては除雪や管理など十分考慮されているものと理解していました。</p> <p>先日、望羊団地の樹木が伐採されたようですが、居住者からなぜ切るのだろうと問い合わせがありました。なぜ切ったのでしょうか。</p> <p>植栽に町費を使い伐採に町費を使うのは究極の無駄遣いと言われても仕方ないのではないのでしょうか。明確な答弁を求めます。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
34	原田 芳男	教育行政について	<p>自民公明の与党などは、政治が介入出来るようにする教育委員会改悪法案を衆議院文部科学委員会で可決しました。</p> <p>現在、教育委員会が独立して教育行政を進めていますが、法案では首長に教育大綱の制定する権限を与えています。</p> <p>いろいろと理由をつけていますが、時の首長の考えで教育方針が大きく変わる恐れがあり、教育の中立性が損なわれる心配があります。</p> <p>町長はどのようにお考えでしょうか。</p> <p>又、全国学力テストが行われましたが、文科省は市町村・学校別の平均正答率の公表を検討している。</p> <p>これでは子どもや関係者に過度のストレスを与えることとなります。</p> <p>競争だけの社会になるのではと危惧されています。</p> <p>町長及び教育長はどのようにお考えでしょうか。</p>	町長 教育長	